

○見附市消雪施設整備実施要綱

平成26年1月28日

告示第7号

改正 平成27年3月12日告示第21号

平成27年6月30日告示第78号

見附市消雪施設整備実施要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、効率的な道路消雪を行うとともに地下水利用の適正化を図るため、市と受益者たる消雪組合（以下「組合」という。）との間で消雪施設の負担区分を定め、道路消雪施設の効率的運営を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、市道及び市道予定路線に設置される道路消雪施設整備に適用する。

(設置要件)

第3条 消雪施設を新たに設置する場合は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 付近において顕著な地盤沈下又は毎年近隣の井戸において地下水の枯渇が起きてないこと。
- (2) 節水タイマーその他の節水型の消雪設備を設置すること。
- (3) 組合が組織され、受益者負担の体制が整えられていること。

(設置路線)

第4条 消雪施設を新たに設置する路線は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、宅地造成業者又は組合が費用の全額を自ら負担して消雪施設を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 除雪機械が入れない狭隘道路
- (2) 車道幅員が7.0メートル以下であり、人家が連担する等の事由により堆雪場所又は押し出し場所の確保が困難な区間
- (3) 橋梁の取り付け道路その他の局部的な急勾配区間

- (4) 小学校の通学路で冬期間に危険が生じる区間又は小学校の周辺道路
 - (5) 高齢者若しくは障害者が通所する社会福祉施設又は病院若しくは診療所の周辺道路
 - (6) 幼稚園又は保育園の周辺道路
- (事業主体及び費用負担区分)

第5条 消雪施設の整備等における工種別の事業主体及び費用区分は、次の表に掲げるとおりとする。

内容	事業主体	費用負担区分
配管工事	市	市
削井工及び取水工	組合	組合
電気料金	組合	組合
配管及び電気設備取水設備の始業時一斉点検及び冬期間の点検調整	組合	組合

(補助金及び負担金の交付)

第6条 市は、組合に対し、予算の範囲内において補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第7条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合が新設及び更新又は利用する井戸の削井工事費であって、原則として市の定める設計基準に適合しているもの
- (2) 組合が適切に管理運営している消雪井戸に係る電気料金
- (3) 組合が適切に管理し、点検調整を行っている配管及び電気設備取水設備の始業時一斉点検費及び冬期間の点検調整費（市が決定する基準単価を基に算出するもの）
- (4) 節水型消雪施設の設置費

(補助金の率)

第8条 前条第1号の削井工事費に係る補助金の率は、井戸の深さに応じ、次の表に掲げるとおりとする。

井戸の深さ	補助金の率
70メートル以下の部分	3分の1
70メートルを超え100メートル以下の部分	2分の1
100メートルを超え150メートル以下の部分	3分の2
150メートルを超える部分	4分の3

- 2 前条第2号の電気料金に係る補助金の率は、基本料金の2分の1とする。
- 3 前条第3号の点検調整費に係る補助金の率は、点検調整費の2分の1とする。
- 4 前条第4号の節水型消雪施設の設置費に係る補助金の率は、設置費の3分の1とする。ただし、既存の消雪施設に節水型消雪施設を設置する場合は、節水型消雪施設の設置に係る補助金の率は、設置費の3分の2（上限15万円）とする。
- 5 前条各号の区分ごとに算出した補助金の額に千円未満の端数があった場合には、これを切り捨てるものとする。

（負担金の交付対象）

第9条 消雪施設が設置された路線に学校、公園その他の公共施設がある場合は、次の各号に掲げる費用のうち、消雪施設が設置された区間の延長（交互散水装置が設置されている場合にあつては当該路線の延長とし、それ以外の場合にあつては当該路線の延長の2倍と算定する。）に占める公共施設の間口延長の割合に応じた額を負担金として交付する。

（1） 削井工事費及び取水工事費

（2） 電気料金及び点検調整費

（削井工事費及び取水工事費に係る補助金等の交付申請）

第10条 第7条第1号及び第4号の補助金並びに第9条第1号の負担金の交付を受けようとする者は、消雪施設整備事業補助金等交付申請書（新設・修繕）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業実施前の別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

（1） 位置図

（2） 事業計画書

（3） 配管計画図（新設工事）

（4） 工事見積書（写し）

- (5) 道路占用許可申請書（市道上に設置又は埋設する場合）
- (6) 消雪組合役員名簿届出書
- (7) 口座振替依頼書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（電気料金及び点検調整費に係る補助金等の交付申請）

第11条 第7条第2号及び第3号の補助金並びに第9条第2号の負担金の交付を受けようとする者は、消雪施設整備事業補助金等交付申請書（電気料金及び点検調整費）（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 消雪施設整備事業補助金等請求書（様式第3号）
- (2) 位置図
- (3) 配管図
- (4) 電気料金の額がわかる領収書等の写し
- (5) 消雪組合役員名簿届出書
- (6) 工事写真（着手前、点検作業時及び完了時のもの）
- (7) 作業記録
- (8) 口座振替依頼書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（決定通知）

第12条 市長は、第10条及び第11条の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の決定をした場合は補助金等交付決定通知書（様式第4号）により、交付しない旨の決定をした場合は補助金等不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の中止等の承認）

第13条 申請者が補助金等の交付決定を受けた後、工事の中止又は工事の内容を変更しようとするときは、予め市長の承認を受けなければならない。

2 申請者は、工事の内容を変更しようとするときは、消雪施設整備事業補助金等変更交付申請書（新設・修繕）（様式第6号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正な申請と判断し

た場合は、補助金等変更交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 14 条 申請者は、補助金等に係る事業が完了したときは、消雪施設整備事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 請求書及び受領書の写し
- （2） 工事写真（着手前、工事中及び竣工時のもの）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（竣工検査）

第 15 条 市長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、竣工検査等を行う。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 21 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市消雪施設整備実施要綱の規定は、平成 26 年度分として交付する補助金から適用する。

附 則（平成 27 年告示第 78 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 1 0 条関係）

消雪施設整備事業補助金等交付申請書
（新設・修繕）

年 月 日

（宛先）見附市長

	組合名	
代表者	住 所	
	氏 名	㊤
	電 話	—

年度における消雪施設整備事業（新設・修繕）に対し補助金等の交付を願いたく
関係書類をそえて申請いたします。

◎. 関係書類

- 1 位置図
- 2 事業計画書
- 3 配管計画図（新設工事のみ）
- 4 工事見積書（写）
- 5 道路占用許可申請書（市道上に設置又は埋設する場合）
- 6 消雪組合役員名簿届出書
- 7 口座振替依頼書
- 8 その他

年度消雪施設整備事業計画書
(新 設・修 繕)

組合名

代表者 氏 名

㊤

事 業 の 名 称		消雪施設整備事業			
事 業 の 施 行 地		見附市 地内 (井戸 No)			
事 業 の 効 果		冬期間の生活道路の確保			
財源内訳		市補助金	組合拠出金	市負担金	計
事業費総額		円	円	円	円
事 業 費 内 訳	区 分	金 額	積 算 基 礎		
	工 事 費	円			
	消 費 税 相 当 額	円			
	合 計	円			
事業（事務）着手予定年月日		年 月 日			
摘 要					

(注)

- 1 「事業の効果」欄には、当該事業の施工によって可能となる成果を具体的に記入すること。
- 2 この計画書には市長の要求があるときは図面ならびに設計書、仕様書等を添付しなければならない。

年度消雪施設整備事業収支予算
(新 設・修 繕)

(単位：円)

収 入		
区 分	予 算 額	積 算 基 礎
市 補 助 金	円	
組合拠出金	円	
市 負 担 金	円	
計	円	
支 出		
区 分	予 算 額	積 算 基 礎
工 事 費	円	
消費税相当額	円	
計	円	

様式第2号（第11条関係）

消雪施設整備事業補助金等交付申請書
（電気料金及び点検調整費）

年 月 日

（宛先）見附市長

	組合名	
代表者	住 所	
	氏 名	㊴
	電 話	—

年度における消雪施設整備事業（電気料金及び点検調整費）に対し補助金等の交付を願いたく関係書類をそえて申請いたします。

◎ 関係書類

- 1 消雪施設整備事業補助金等請求書（電気料金・点検調整費）
- 2 位置図
- 3 配管図
- 4 電気料金請求書又は領収書（写）
- 5 消雪組合役員名簿届出書
- 6 工事写真（着手前、点検作業時、完了時）
- 7 作業記録
- 8 口座振替依頼書
- 9 その他

様式第3号(第11条関係)

年度消雪施設整備事業補助金等請求書
(電気料金及び点検調整費)

組合名
代表者 氏 名
電話番号



事業の名称								
事業の施行地								
事業の効果								
事業延長		市道延長		民地延長		公共用地延長		
		m		m		m		
電気料総額		契約種別	契約容量	市補助金	組合拠出金	市負担金	合計	
電気料内訳	月	使用量	基本料金	電気量料金	燃料調整額	消費税	合計	
	4							
	11							
	12							
	1							
	2							
	3							
	計							
点検料総額		市補助金		組合拠出金		市負担金		合計
点検料内訳		点検調整費			損害保険料		合計	
適用								

(注) (単位：円)

この請求書には市長からの要求があるときはその資料を添付しなければならない。

様式第4号（第12条関係）

（新設・修繕に係るもの）

見附市指令 建 第 号

組合名

代表者

（令達先）住 所

氏 名

年 月 日付け申請のあった消雪施設整備事業（新設・修繕）に対して
金 円也を交付する。ただし、下記のとおり心得なければならない。

年 月 日

見附市長 ㊤

記

- 1 補助金等の交付の対象となる事業およびその内容は、年 月 日付申請のあった申請書記載のとおりであること。
- 2 補助金等対象事業の内容の全部または一部を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- 3 補助金等対象事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- 4 補助金等対象事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- 5 前各号に定めるもののほか見附市補助金等交付規則の規定を遵守しなければならないこと。

万一違背したときは補助金等の返還を命ずることがあること。

（以上のほか必要事項があれば付記すること。）

様式第4号（第12条関係）（電気料金及び点検調整費に係るもの）

見附市指令 建 第 号

組合名

代表者

（令達先）住 所

氏 名

年 月 日付け申請のあった消雪施設整備事業（電気料金及び点検調整費）に対して金 円也を交付する。ただし、下記のとおり心得なければならない。

年 月 日

見附市長 ㊟

記

- 1 補助金等の交付の対象となる事業およびその内容は、年 月 日付申請のあった申請書記載のとおりであること。
- 2 前各号に定めるもののほか見附市補助金等交付規則の規定を遵守しなければならないこと。
万一違背したときは補助金等の返還を命ずることがあること。
（以上のほか必要事項があれば付記すること。）

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

（補助金等不交付決定通知書）

見附市指令 建 第 号

組合名

代表者

（令達先）住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった消雪施設整備事業については、下記理由により
補助金等の交付はできませんので通知します。

年 月 日

見附市長

㊟

記

理 由

様式第6号（第13条関係）

消雪施設整備事業補助金等変更交付申請書
(新設・修繕)

年 月 日

(宛先) 見附市長

	組合名	
代表者	住 所	見附市
	氏 名	㊟
	電 話	—

年 月 日付にて申請しました消雪施設整備事業(新設・修繕)に対しては、事業計画を別紙のとおり変更したいので申請いたします。

別紙

年度消雪施設整備事業計画変更書
(新設・修繕)

組合名
代表者 氏 名 ㊟

1. 変更理由

2. 事業の内容及び経費の配分

(1)事業変更内容

	当 初 事 業 費	変 更 事 業 費
	円	円

(2)経費の支出負担区分 (単位：円)

	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		市 補 助 金	組 合 拠 出 金	市 負 担 金	
当 初	円				
変 更	円				

3. 事業実施の方法 請 負

4. 事業の効用

冬期間の生活道路の確保

5. 事業着手ならびに完了（予定）年月日

着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

6. その他必要事項

収 支 予 算 変 更 書

1. 収入の部

(単位：円)

	変更後 予算額	当 初 予算額	比 較		備 考
			増	減	
市 補 助 金	円	円	円	円	
組 合 拠 出 金	円	円	円	円	
市 負 担 金	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

2. 支出の部

(単位：円)

	変更後 予算額	当 初 予算額	比 較		備 考
			増	減	
工 事 費	円	円	円	円	
消費 税 相 額	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

様式第7号（第13条関係）

見附市指令 建 第 号

組合名

代表者

（令達先）住 所

氏 名

年 月 日付け変更申請のあった消雪施設整備事業（新設・修繕）に対し
て 円増額し、金 円也を交付する。ただし、下記のとおり心得なければならぬ。

年 月 日

見附市長 ㊟

記

- 1 補助金等の交付の対象となる事業およびその内容は、年 月 日付変更申請のあった申請書記載のとおりであること。
 - 2 補助金等対象事業の内容の全部または一部を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - 3 補助金等対象事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならないこと。
 - 4 補助金等対象事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告しその指示を受けなければならないこと。
 - 5 前各号に定めるもののほか見附市補助金等交付規則の規定を遵守しなければならないこと。
- 万一違背したときは補助金等の返還を命ずることがあること。
（以上のほか必要事項があれば付記すること。）

様式第8号（第14条関係）

年度 消雪施設整備事業実績報告書

年 月 日

消雪組合名

代表者氏名



(宛先)見附市長

見附市補助金等交付規則に係る消雪施設整備事業（新設・修繕）は、下記のとおり完了したので報告します。

事業の名称		消雪施設整備事業（新設・修繕）		
事業の施行		見附市 地内		
着手年月日		年 月 日	完了年月日	年 月 日
完成検査年月日		年 月 日	検査者氏名	
直営・請負の別		直営・請負	請 負 者 名	
事業の経緯 および結果の概要				
事業収支決算書				
収入	区 分	予 算 額	決 算 額	説 明
	組合拠出金	円	円	
	市補助金	円	円	
	市負担金	円	円	
	計	円	円	
支出	区 分	予 算 額	決 算 額	説 明
	工事費	円	円	
	消費税相当額	円	円	
	計	円	円	
収入支出差引決算額			円	